



新発田民主商工会
新発田市豊町2-3-3
TEL 0254-22-4390
FAX 22-4705
2020.3.30
NO 2197

「新型コロナウイルス」の影響から 経営を守ろう！

「新型コロナウイルス感染症」による政府の自粛要請や一斉休校、原材料や資材が入ってこないなど中小業者の営業に大きな影響が出ています。

政府は中小企業・小規模事業者向けに次のようなものを緊急対応策として打ち出しています。

- ① 日本政策金融公庫の特別貸付・特別利子補給制度
- ② セーフティーネット保証4号・5号・危機関連保証
- ③ 雇用調整助成金の特例
- ④ 小学校休業等対応助成金・支援金
- ⑤ 既存融資の条件変更への柔軟対応
- ⑥ 税金や社会保険料の猶予制度
- ⑦ リース機器の契約条件変更の柔軟化

など

新発田市や聖籠町でも利子補給や信用保証料の補助などを行っています。

制度を利用するためにはそれぞれ条件がありますので、民商にご相談ください。

また、全商連や新商連では国や県に対し更なる対策の要望を出していくます。みなさんの仕事への影響や要望等をお寄せください。

「申告書控え」・「受付書」を 民商事務所に取りに来てください

3月13日に税務署・市役所に提出した「申告書等の控え」または「受付書」をお返ししています。

平日の午前9時から午後6時の間に事務所まで取りに来てください。（この時間に来所できない方はご連絡ください）

今後の日程

4月2日（木）…三役会
4月8日（水）…共済会理事会
4月9日（木）…聖籠支部役員会

3月分（4月納付分）から
協会けんぽの保険料率が
改定になります。
健康保険…9.58%
介護保険（40歳～64歳の方）
…1.79%

所得税・個人事業者の消費
税の納付期限は
4月16日（木）
※口座振替の方は
所得税が5月15日（金）
消費税は5月19日（火）

4月から高年齢労働者も 雇用保険料の徴収が必要となります

雇用保険の高年齢被保険者（満64歳以上）の保険料はこれまで免除されていましたが、経過措置の終了により、今年4月からは保険料が発生します。今年4月1日以降に締め切り日が到来する給与から、該当する労働者の給与から雇用保険料を徴収することになりますのでご注意ください。ご不明な点は民商までお問い合わせください。

4月1日から

すべての施設が「原則屋内禁煙」となります。

小規模飲食店は、次の3つの項目のすべてに該当する場合、保健所に届出をすれば店内での喫煙が可能となる経過措置があります。

- ① 2020年3月31日以前に飲食店の営業許可がある
- ② 個人営業か、資本金または出資金の総額が5,000万円以下の法人
- ③ 客席の面積が100m²以下

上記の項目に1つでも当てはまらない場合は、店内を禁煙にするか「喫煙室」を設置するなどしなければなりません。

詳しくは裏面をご覧ください。